

憲法 B (統治機構)

担当：柳瀬 昇

第 5 回 内閣と行政権 (2)

今回は、日本国憲法に定める内閣と行政権の規定を概観しながら、議会と政府との関係はどうあるべきかと、国民と政府との関係はどうあるべきかについて、考えていくことにしましょう。

3. 内閣の権能・内閣総理大臣の権限 (承前)

- ・ 内閣総理大臣の権限には、国务大臣の任免権 (68 条) や国务大臣訴追の同意権 (75 条) などがある (憲法で定められた上記の権能のほかに、法律によってさまざまな権能が付与されている)。また、内閣総理大臣は、内閣を代表し (72 条)、法律・政令へ連署する (74 条)。
- ・ 内閣は、行政権の行使について、国会に対して、連帯して責任を負う (66 条 3 項)。
- ・ 内閣は、その存続が適当でないと考えるときは、いつでも総辞職できる。ただし、(1) 衆議院が不信任を決議したとき、(2) 内閣総理大臣が欠けたとき、(3) 衆議院議員総選挙の後の初めての国会の召集があったときには、必ず総辞職しなければならない (69 条、70 条)。

4. 議会と政府との関係

- ・ 議会と政府との関係については、国民が議会 (の議員) と政府 (の長) の両方を直接に選出し、政府と議会とが厳格に分立している首長制 (大統領制) と、国民が議会 (の議員) を選挙で選出し、その議会によって政府 (の長) を選出させ、議会と政府とを一応分離したうえで、政府に対して議会による民主的統制を及ぼす議院内閣制とがある。
- ・ 日本国憲法が国政について議院内閣制を採用していることは、内閣が連帯して国会に責任を負うこと (66 条 3 項)、内閣総理大臣を国会が指名すること (67 条 1 項、2 項)、内閣総理大臣その他の国务大臣の過半数が国会議員であること (67 条 1 項、68 条 1 項但書)、衆議院が内閣に対して不信任決議を行うこと (69 条) から明らかである。一方、地方政治においては、首長制が採用されている (93 条 2 項)。

5. 解散権の所在

- ・ 解散とは、任期満了前に全衆議院議員の資格を一斉に失わせる行為をいう。衆議院の解散は、それに続く総選挙を通じて、民意が国政に正しく反映しているか否かを確認するための制度である。
- ・ 内閣は衆議院を解散することができるが、それを明示した規定が憲法上存在しない。この解散権の所在をめぐっては、7条説、69条説、65条説などが対立している。

今回の講義の復習として、教科書の 11.2.1～11.2.4 (264-272 頁) を読んでおきましょう。

次回からの3回では、裁判所と司法権・違憲審査権について検討します。

Q5 衆議院の解散に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. 衆議院議員総選挙は、衆議院議員の任期が満了した場合と衆議院が解散された場合に行われるが、実際の運用では、任期満了による総選挙が過半数を占め、解散による総選挙は例外となっている。
2. 内閣による衆議院の解散は、高度の政治性を有する国家行為であるから、解散が憲法の明文規定に反して行われるなど、一見極めて明白に違憲無効と認められる場合を除き、司法審査は及ばないとするのが判例である。
3. 最高裁判所が衆議院議員選挙における投票価値の不均衡について憲法違反の状態にあると判断した場合にも、内閣の解散権は制約されないとするのが政府見解であるが、実際には、不均衡を是正しないまま衆議院が解散された例はない。
4. 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。
5. 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。

(2020 年度行政書士試験)